



- 取材依頼 募集告知
 周知依頼 その他



令和8年4月よりパートナーシップ宣誓制度を 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に拡充

本市では、令和4年4月に「さぬき市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を導入し、性的マイノリティの方の思いに寄り添った施策の推進を行ってきたところです。

今回、パートナーシップ宣誓制度を利用している当事者だけでなく、お二人の一方又は双方の子をはじめとする近親者も家族であると宣誓したことを市が証明する「さぬき市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に改正し、制度の拡充をします。

ファミリーシップ宣誓制度の導入により、家族の多様なあり方を認め、当事者の方のさまざまな不安を軽減し、日常生活の安心につなげたいと考えています。

【施行日】

- ・令和8年4月1日

【対象者】

- ・パートナーシップ宣誓制度を利用している一方又は双方の子、父母等の近親者（3親等内）、その他家族として協力している方で、継続的な共同生活を行っている方。

【現在提供している行政サービス】

- ・市営住宅の入居申し込み
- ・移住・定住支援にかかる奨励金の支給（定住促進、結婚定住奨励、移住促進家賃補助）
- ・母子健康手帳の交付 など

【今後の予定】

- ・制度拡充に伴い、行政サービスの充実を図る予定

【本件に対する問い合わせ先】

さぬき市市民部人権推進課 担当 石原

電話 087-894-9088 Email jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp